

必ず医療機関を受診された上で、保護者さんが記入してください

### 登園届【A】

つわぶきこども園  
のぎこども園

園長様

子どもの氏名

感染症名 「

(医療機関名)

において、集団生活に支障がない状態と

判断されましたので登園します。

診断を受けた受診日 : 年 月 日  
登園可能と判断された日 : 年 月 日  
(登園可能日 : 年 月 )

年 月 日

保護者氏名

印

保護者の皆さまへ

保育所(園)・幼稚(保)園・認定こども園は乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。感染症の集団発症や流行をできるだけ防ぐことで、一人一人の子どもが一日快適に生活できることが大切です。

下記の感染症については、必ずかかりつけ医を受診し、集団生活が可能な状態だと判断を受けてから、本登所(園)届を保護者が記入して提出をお願いします。

<出席停止を要する病気(学校保健安全法施行規則第19条)>

感染症名	感染しやすい期間	登園のめやす
麻しん(はしか)	発症1日前から発しん出現後の4日後まで	解熱後3日を経過していること
インフルエンザ <u>「早見表」も記入してください</u>	症状が有る期間(発症前24時間から発病後3日程度までが最も感染力が強い)	発症した後5日を経過し、かつ解熱した後2日を経過していること(乳幼児にあっては、3日経過していること)
風しん	発しん出現の7日前から7日後くらい	発しんが消失していること
水痘(水ぼうそう)	発しん出現1~2日前から痂皮(かさぶた)形成まで	すべての発しんが痂皮(かさぶた)化していること
流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ)	発症3日前から耳下腺腫脹後4日	耳下腺、頸下腺、舌下腺の腫脹が発現してから5日経過し、かつ全身状態が良好になっていること
結核		医師により感染の恐れがないと認められていること
咽頭結膜熱(プール熱)	発熱、充血等症状が出現した数日間	発熱、充血等の主な症状が消失した後2日経過していること
流行性角結膜炎	充血、目やに等症状が出現した数日間	結膜炎の症状が消失していること
百日咳	せき 抗菌薬を服用しない場合、咳出現後3週間を経過するまで	特有の咳が消失していること又は適正な抗菌性物質製剤による5日間の治療が終了していること
腸管出血性大腸菌感染症 (0157、026、0111等)		医師により感染のおそれがないと認められていること。(無症状病原体保有者の場合、トイレでの排泄習慣が確立している5歳以上の小児については出席停止の必要はなく、また、5歳未満の子どもについては、2回以上連続で便から菌が検出されなければ登園可能である。)
急性出血性結膜炎		医師により感染の恐れがないと認められていること
侵襲性髄膜炎菌感染症 (髄膜炎菌性髄膜炎)		医師により感染の恐れがないと認められていること

参考:厚生労働省「保育所における感染症対策ガイドライン」

## インフルエンザ出席停止期間早見表(乳幼児版)

インフルエンザによる出席停止期間の基準は学校保健安全法施行規則の一部改正により、平成24年4月1日から以下のようにになっています。

発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後3日を経過するまで（乳幼児の場合）

「本人の記録」欄に日付とお子さんの最高体温を記入し、提出してください。

		発症日	発症後5日を経過									
			0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目	9日目
本人の記録	日付	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
	最高体温	度 分	度 分	度 分	度 分	度 分	度 分	度 分	度 分	度 分	度 分	度 分
1	発症後 1日に 解熱した 場合	発熱	解熱	解熱 解熱後 1日目	解熱 解熱後 2日目	解熱 解熱後 3日目	解熱	解熱	発症後 5日目	発症後 6日目		
	出席停止									出席可能		
2	発症後 2日に 解熱した 場合	発熱	発熱	解熱 解熱後 1日目	解熱 解熱後 2日目	解熱 解熱後 3日目	解熱	解熱	発症後 6日目			
	出席停止									出席可能		
3	発症後 3日に 解熱した 場合	発熱	発熱	発熱	解熱 解熱後 1日目	解熱 解熱後 2日目	解熱 解熱後 3日目	解熱				
	出席停止									出席可能		
4	発症後 4日に 解熱した 場合	発熱	発熱	発熱	発熱	解熱 解熱後 1日目	解熱 解熱後 2日目	解熱 解熱後 3日目	解熱	解熱		
	出席停止										出席可能	
5	発症後 5日に 解熱した 場合	発熱	発熱	発熱	発熱	発熱	解熱 解熱後 1日目	解熱 解熱後 2日目	解熱 解熱後 3日目	解熱	解熱	
	出席停止											出席可能

発症後4日目以降に解熱した場合は、解熱日によって出席停止期間は延長されます。

「発症」：「発熱」を目安とします。

「発熱」：体温が37.5 以上となったとき

「解熱」：1日の間で、体温が37.5 以上になることがなくなったとき